

村上市の 高齢者福祉サービス

村上市で実施している高齢者福祉サービスについて
ご紹介します。
各種サービスの詳細や対象者要件など、詳しく知り
たい方は、裏面の問い合わせ先までご連絡ください。



1 給食サービス

内 容：一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯で、調理や買い物が困難な方に対し、週2回（夕食）、栄養バランスのとれた食事をお届けするとともに安否確認を行います。
（昼食として配達する地区もあります。）

利用料：1食 300円



2 軽度生活援助

内 容：一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯で、家事を行うのが困難な方に対し、ホームヘルパーが自宅を訪問し、自立を支援します。



（例）①食事の支度（調理） ②洗濯・衣類の修繕
③掃除や整理整頓 ④健康や栄養管理のアドバイス
⑤食料品や日用品の買い物

利用時間・回数：1回あたり1時間まで・週2回まで

利用料：1回あたり 200円

3 生活管理指導短期宿泊サービス

内 容：自宅での生活が一時的に困難になった、または、生活習慣等の改善が必要になった高齢者が、養護老人ホームやまゆり荘に短期間宿泊し、日常生活の指導や支援を受けることにより、要介護状態への進行を予防します。

利用料：1日あたり 1,905円



4 外出支援サービス

内 容：移動時に車いすを必要としている、または、寝たきりの高齢者で、要介護認定を受けており、身体が不自由な高齢者に対し、車いす用リフト付き、または、ストレッチャー付きタクシーの利用券を交付します。（年間24枚）

助成額：利用券1枚あたりタクシー等の初乗運賃相当額。
1回の乗車で複数枚使用することも可能です。



5 緊急通報システム事業

内 容：一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に対し、緊急通報装置を貸与します。（本体・ペンダント型装置・安否センサー・火災警報器の一式）

緊急時にボタンを押すと、コールセンターに連絡がいき、状況に応じて協力員（※）に連絡がいきます。安否センサーによる見守りも行っています。

（※近所の方や近くに住む親族など2名の登録が必要）

利用料：無料 または 月額1,400円
（利用者の身体状況による）



6 救急医療情報キット

内 容：一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に対し、救急時に必要となる医療情報を保管する「救急医療情報キット」を配布し、救急時の適切な医療活動と高齢者等の安心・安全の確保を図る事業です。医療情報等を記載した用紙等を専用のボトルに入れて、冷蔵庫に入れておき、緊急時に備えます。

利用料：無料



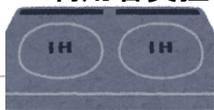
7 高齢者日常生活用具給付事業

内 容：一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方で、心身の機能低下により、防火等への配慮や安否確認が必要と認められる方に対し、以下の用具を給付します。

- ①電磁調理器（IHコンロ） ②火災警報器
- ③自動消火器 ④緊急通報装置

利用者負担：0円～全額負担

（世帯の市民税課税状況により異なる）



8 高齢者・障害者向け住宅整備補助事業

内 容：65歳以上で介護認定を受けている高齢者の方が、生活しやすいように住宅を改修する費用を補助します。ただし、世帯全員の収入合計が600万円未満の世帯のみが対象です。また、利用は世帯で1回のみとなります。

- (対象経費) ①居室及び廊下等の改造
②トイレの改造
③浴室の改造
④玄関の改造
⑤段差解消機及び階段昇降機の設置
⑥ホームエレベーターの設置

補助基準額：30万円

補助率：世帯の課税状況により異なります。

その他：着工前に申請が必要。

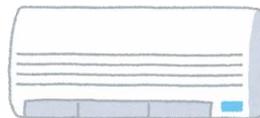


9 高齢者等エアコン設置費補助事業

内 容：自宅にエアコンの設置がない高齢者のみの市民税非課税世帯または生活保護世帯に対し、熱中症等の予防のため、新たにエアコンを購入し設置する際の費用を補助します。

補助額：設置費用の2分の1以内（千円未満切捨）で、上限額は5万円

その他：購入・着工前に申請が必要。



10 高齢者紙おむつ購入費助成

内 容：要介護3から5の介護認定を受け、居宅介護支援事業所等の支援を受けている在宅の高齢者で、大人用紙おむつを必要としている方に対し、紙おむつの購入時に利用できる助成券を交付します。

助成額：月額3,000円

(4か月分ずつ、年3回に分けて交付)

※ 1か月につき15日以上自宅で生活していない月は、助成券を使うことはできません。



11 在宅生活高齢者介護手当

内 容：要介護3から5の介護認定を受け、居宅介護支援事業所等の支援を受けている在宅の高齢者と同居して介護している方に対し、介護手当を支給します。

支給額：月額3,000円

(4か月分ずつ、年3回に分けて支給。)

※ 1か月につき15日以上自宅で生活していない月、又は介護していない月は支給しません。



1 2 高齢者等除雪費援助事業

内 容：一人暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯で、除雪作業が出来ない、または、除雪の支援が受けられない高齢者に対し、下記の除雪費用の一部を補助します。ただし、市民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯が対象です。

- ①住宅の屋根の雪下ろし ②雪下ろしに伴う排雪作業
③玄関から道路までの必要最低限の除雪

補助額：①・②… 1回につき10,000円

③… 1回につき1,000円

(それぞれ同一年度内に3回まで申請可能)



このほか、デイサービスや福祉用具の貸与など、“介護保険サービス”の利用には、要介護認定を受ける必要があります。

詳しくは「介護高齢課 介護保険室」へ



ご相談・お問い合わせ先

本庁	介護高齢課	高齢者支援室	75-8935
	〃	介護保険室	75-8936
	〃	地域包括支援センター	75-8937
荒川支所	地域振興課	地域福祉室	62-3104
神林支所	地域振興課	地域福祉室	66-6113
朝日支所	地域振興課	地域福祉室	72-6887
山北支所	地域振興課	地域福祉室	77-3113

(R6.4.1~)